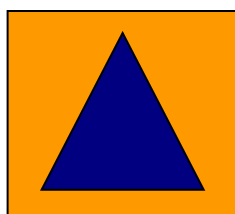
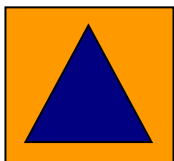


彦根市国民保護計画



令和 7 年 7 月

彦 根 市



表紙のマークは第一追加議定書（1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者に関する追加議定書）で規定された国際的な特殊標章であり、国民保護措置を行う者およびその団体、その団体が使用する車両などを識別するために使用することができる。

【本編 P-81】【資料編 P-64】 参照

彦根市国民保護計画 追 録 加 除 整 理 一 覧 表

追録の加除が終了しましたら、その追録号数、内容現在
および加除した日をこの表に記入し、押印してください。

追録号数	内 容 現 在	加 除 整 理	整理者印	備 考
原 本	平成 29. 6. 29	— — —	— — —	— — —
NO. 1	平成 30. 6. 13	. .		
NO. 2	令和 元. 6. 20	. .		
NO. 3	令和 2 . 9. 24	. .		
NO. 4	令和 3. 9. 15	. .		
NO. 5	令和 4. 6. 30	. .		
NO. 6	令和 5. 6. 28	. .		
NO. 7	令和 6. 7. 3	. .		
NO. 8	令和 7. 7. 4	. .		
NO. 9	. .	. .		
NO. 10	. .	. .		
NO. 11	. .	. .		
NO. 12	. .	. .		
NO. 13	. .	. .		
NO. 14	. .	. .		
NO. 15	. .	. .		

追録号数	内 容 現 在	加 除 整 理	整理者印	備 考
NO. 16	・ ・	・ ・		
NO. 17	・ ・	・ ・		
NO. 18	・ ・	・ ・		
NO. 19	・ ・	・ ・		
NO. 20	・ ・	・ ・		
NO. 21	・ ・	・ ・		
NO. 22	・ ・	・ ・		
NO. 23	・ ・	・ ・		
NO. 24	・ ・	・ ・		
NO. 25	・ ・	・ ・		
NO. 26	・ ・	・ ・		
NO. 27	・ ・	・ ・		
NO. 28	・ ・	・ ・		
NO. 29	・ ・	・ ・		
NO. 30	・ ・	・ ・		
NO. 31	・ ・	・ ・		
NO. 32	・ ・	・ ・		
NO. 33	・ ・	・ ・		

目 次

第1編	総 論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務および市国民保護計画の位置づけ	1
2	市国民保護計画の構成	2
3	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	市地域防災計画に基づく取組の活用	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
1	基本的人権の尊重	3
2	国民の権利利益の迅速な救済	3
3	市民に対する情報提供	3
4	関係機関相互の連携協力の確保	3
5	市民の協力	3
6	指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重、 その他の特別な配慮	3
7	高齢者、障害のある人等への配慮および国際人道法の的確な実施	4
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章	関係機関の事務または業務の大綱等	5
1	関係機関の事務または業務の大綱	6
2	関係機関の連絡先	8
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
1	地理的特徴	9
2	社会的特徴	10
3	その他	10
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態	11
2	緊急対処事態	14
第2編	平素からの備えや予防	17
第1章	組織・体制の整備等	17
第1	市における組織・体制の整備	17
1	市の各部局における平素の業務	17
2	市職員の参集基準等	17
3	消防機関の体制	18
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	19
第2	関係機関との連携体制の整備	19
1	基本的考え方	20
2	県との連携	20

3	近接市町との連携	21
4	指定公共機関等との連携	21
5	ボランティア団体等に対する支援	22
第3	通信の確保	22
第4	情報収集・提供等の体制整備	22
1	基本的考え方	23
2	警報等の伝達に必要な準備	24
3	安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	25
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	26
第5	研修および訓練	26
1	研修	26
2	訓練	27
第2章	避難および救援に関する平素からの備え	29
1	避難に関する基本的事項	29
2	避難実施要領のパターンの作成	30
3	救援に関する基本的事項	30
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5	避難施設の指定への協力	31
6	生活関連等施設の把握等	31
第3章	物資および資材の備蓄、整備	32
1	市における備蓄	32
2	市が管理する施設および設備の整備および点検等	32
第4章	国民保護に関する啓発	34
1	国民保護措置に関する啓発	34
2	武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発	34
第3編	武力攻撃事態等への対処	35
第1章	初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	35
1	事態認定前における緊急事態連絡本部の設置および初動措置	35
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	36
第2章	市対策本部の設置等	38
1	市対策本部の設置	38
2	通信の確保	41
第3章	関係機関相互の連携	42
1	国・県の対策本部との連携	42
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	42
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	43
4	他の市町長等に対する応援の要求、事務の委託	43
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	44
6	市の行う応援等	44

7	ボランティア団体等に対する支援等	45
8	市民への協力要請	45
第4章	警報および避難の指示等	46
第1	警報の伝達等	46
1	警報の内容の伝達等	46
2	警報の内容の伝達方法	46
3	緊急通報の伝達および通知	47
第2	避難住民の誘導等	47
1	避難の指示の通知・伝達	48
2	避難実施要領の策定	48
3	避難住民の誘導	49
4	武力攻撃事態の類型に応じた避難の基本的な要領	52
第5章	救援	56
1	救援の実施	56
2	関係機関との連携	56
3	救援の内容	57
第6章	安否情報の収集・提供	60
1	安否情報の収集	60
2	県に対する報告	61
3	安否情報の照会に対する回答	61
4	日本赤十字社に対する協力	62
第7章	武力攻撃災害への対処	63
第1	武力攻撃災害への対処	63
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	63
2	武力攻撃災害の兆候の通報	63
第2	応急措置等	64
1	退避の指示	64
2	警戒区域の設定	65
3	応急公用負担等	66
4	消防に関する措置等	67
第3	生活関連等施設における災害への対処等	68
1	生活関連等施設の安全確保	68
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除	69
第4	武力攻撃原子力災害およびNBC攻撃による災害への対処等	70
1	武力攻撃原子力災害への対処	70
2	NBC攻撃による災害への対処	72
第8章	被災情報の収集および報告	76
1	被災情報の収集および報告	76

第 9 章	保健衛生の確保その他の措置	77
1	保健衛生の確保	77
2	廃棄物の処理	78
3	文化財の保護	78
第 10 章	国民生活の安定に関する措置	80
1	生活関連物資等の価格安定	80
2	避難住民等の生活安定等	80
3	生活基盤等の確保	80
第 11 章	特殊標章等の交付および管理	81
第 4 編	復旧等	83
第 1 章	応急の復旧	83
1	基本的考え方	83
2	ライフライン施設の応急の復旧	83
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	84
1	基本的考え方	84
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2	損失補償および損害補償	85
3	総合調整および指示に係る損失の補てん	85
第 5 編	緊急対処事態への対処	86
1	緊急対処事態	86
2	緊急対処事態における警報の通知および伝達	86

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 <法第3条関係>

市は、市民および市域にあるすべての人（以下「市民」という。）の生命、身体および財産を保護する責務を有することから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務および市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市(市長およびその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)および県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務を果たすため、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項(法第35条第2項)

- ア 市域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護法第16条第1項および第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練ならびに物資および資材の備蓄に関する事項
- エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ その他市域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

【法第16条第1項】

- 第1号 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- 第2号 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置

第3号 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力
攻撃災害への対処に関する措置

第4号 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

第5号 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急処理事態への対処

資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

政府の策定する基本指針は、政府における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。市国民保護計画についても、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする(ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問および知事への協議は要しない。)。

4 市地域防災計画に基づく取組の活用

武力攻撃災害等への対応については、災害対策基本法における対応と共通する部分が多いことから、市地域防災計画に基づく取組のうち、活用可能なものについては、活用するものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針 <法第5条～第9条関係>

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、または訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町ならびに関係指定公共機関および関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団および自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関および指定地方公共機関の自主性の尊重、その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に留意する。

市は、指定公共機関および指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関および指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害のある人等への配慮および国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害のある人、児童その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて、安全の確保に十分に配慮する。

※【外国人への国民保護措置の適用】

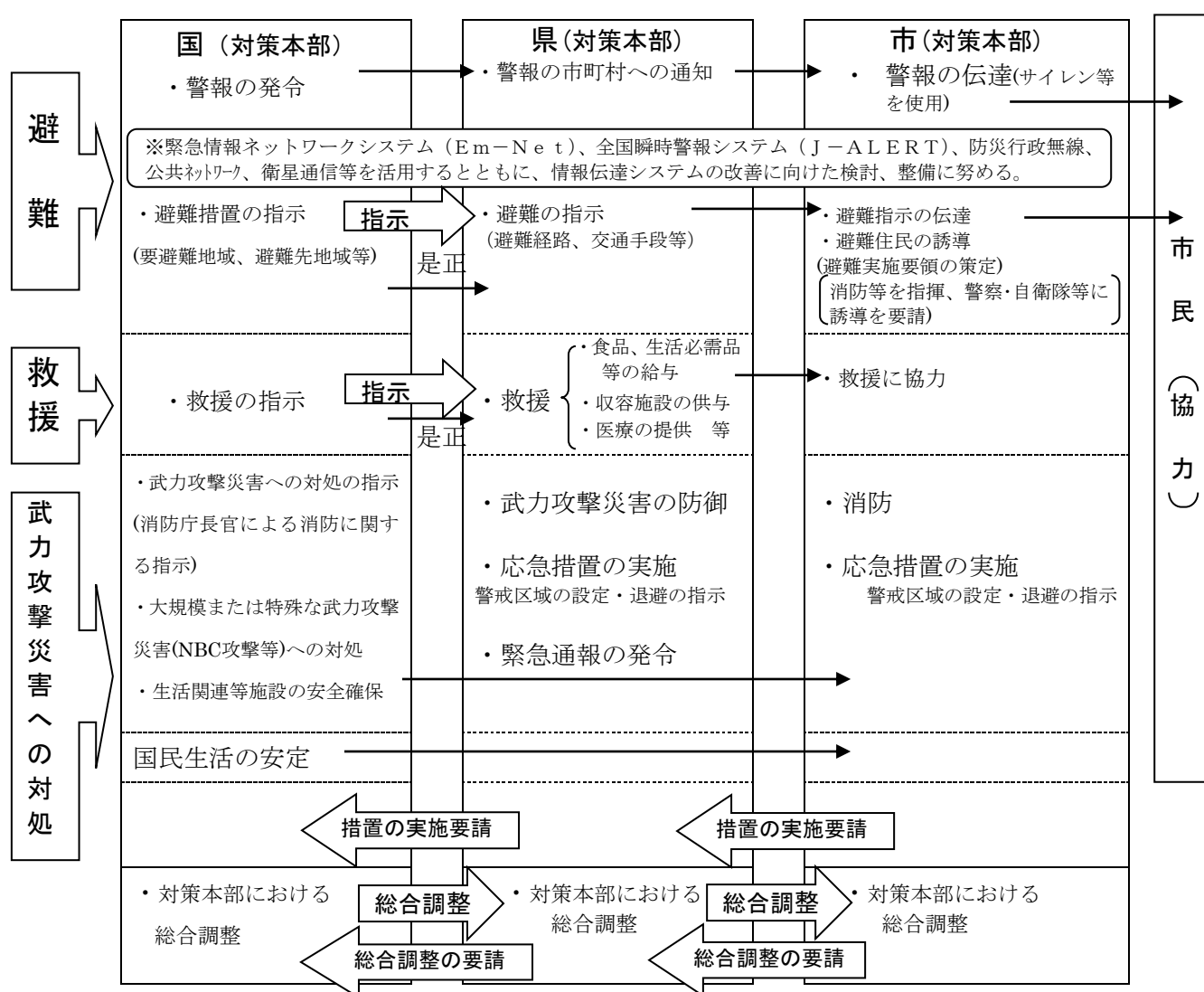
憲法第3章に規定する国民の権利および義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務または業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務または業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

国民の保護に関する措置の仕組み

【国民保護措置の全体の仕組み】



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

1 関係機関の事務または業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関ならびに指定公共機関および指定地方公共機関は、おおむね、次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関の名称	事務または業務の大綱
市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の住民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関の名称	事務または業務の大綱
県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除および軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務または業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の国民保護措置および相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察および関係機関等からの情報収集ならびに報告連絡 4 警察通信の確保および統制
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視ならびに無線の施設の設置および使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局大津財務 事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
大阪税関京都税関支署 滋賀出張所	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集および提供
滋賀労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料および備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設および車両の安全保安
大阪航空局大阪空港 事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 飛行機の航行の安全確保
大阪管区气象台彦根地方 气象台	1 気象状況の把握および情報提供
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集および提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関および指定地方公共機関】

機関の名称	事務または業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報および避難の指示（警報の解除および避難の指示の解除を含む。）の内容ならびに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送および緊急物資の運送 2 旅客および貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保および国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、 道路の管理者	1 河川管理施設および道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理および回答
日本銀行	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

2 関係機関の連絡先

*** 資料2 関係機関の連絡先【資料編P-2～8参照】**

*** 参考資料1 武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等【資料編P-74参照】**

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的特徴

(1) 地形

本市は、滋賀県東北部、近江盆地の東部に位置し、市域は多景島、琵琶湖岸の湖東平野から鈴鹿山地に及んでいる。

市域の地形は、鈴鹿山系から琵琶湖まで、山地・丘陵と低地に大別できる。

市域の北東部は、鈴鹿山系の西縁にあたる山地が占めている。山地は、地形的に東側の標高650メートル前後の山塊と西側の標高300メートル以下の山塊(佐和山を含む。)の2つに大別できる。この他に、低地部に彦根山、雨壺山、荒神山など孤立丘と呼ばれる山地がある。

琵琶湖に面する本市は、市域の3分の2以上が低地である。低地部は、鈴鹿山系から琵琶湖に注ぐ河川がもたらした土砂からなり、その形成は現在の河川と密接な関係がある。湖岸沿いには、かつては松原湖・野田沼・曾根沼などの内湖があったが、現在その大半は、干拓事業により農地などになっている。

主な河川としては、愛知川・宇曾川・犬上川・芹川・矢倉川がある。これらの河川は、県内の一般的な河川の特徴と同様に、流路延長が短く、やや天井川の傾向にある。

*** 資料18 地勢【資料編P-43参照】**

(2) 気候（彦根地方気象台の観測値・平年値）

ア 気温

平均気温(平年値)は15.0℃で、年間を通じて、隣接府県の都市と大差なく穏やかな地域に入る。

イ 降水量

年間降水量(平年値)は1,610.0ミリメートルで、全国的には平均的な量である。また、月別降水量(平年値)は7月が最も多く、次いで6月、9月となっている。

ウ 降雪量

年間降雪量(平年値)は81センチメートルと内陸盆地ながら多い。

エ 風向・風速

風向きは、年間を通じて北西方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

10m/s 以上の強風日数(平年値)は年間 32.8 日で、特に 12 月から 3 月が毎月 4～5 日と多い。

*** 資料19 平年値および平成15年(2003年)から令和4年(2022年)までの各年の観測値【資料編 P-44参照】**

2 社会的特徴

市の人口は約 11 万人であり、宅地造成などの開発が進み、毎年、微増傾向にある。

市の公共交通機関は、鉄道としては J R 琵琶湖線と近江鉄道があり、バス輸送としては湖国バスおよび彦根観光バスが運行されている。市内には J R 琵琶湖線の 4 駅、近江鉄道の 7 駅が開業されている。また、路線バスは J R 各駅を起点に運行されている。

道路は名神高速道路の彦根インターチェンジがあるほか、幹線となる道路としては、国道 8 号、国道 306・307 号、主要地方道大津能登川長浜線および彦根近江八幡線が湖岸線とほぼ平行に市域を貫き、その他の県道・市道などが幹線を繋いでいる。

琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船(株)、近江トラベル(株)が定期航路等を運行しており、市には彦根港があり、観光客も多数利用している。

また、市北部には国宝 彦根城天守や佐和山城跡があり、彦根城を中心とした歴史的街なみに、四季を通じて多くの観光客が訪れ、文化財も多数存在する。

3 その他

人口等、経年変化が生じるものについては、資料編で整備する。

*** 資料20 人口分布、世帯数、昼夜間の人口データ【資料編 P-45参照】**

*** 資料21 主要道路網、鉄道網【資料編 P-47参照】**

*** 資料22 隣接県に所在する原子力発電所【資料編 P-49参照】**

*** 資料23 輸送力(鉄道、バスなど)【資料編 P-51参照】**

*** 資料24 避難施設リスト、避難施設担当割【資料編 P-52～55参照】**

*** 資料25 備蓄物資、調達可能物資リスト【資料編 P-56～61参照】**

*** 資料26 報道機関一覧【資料編 P-62参照】**

*** 資料27 消防機関一覧【資料編 P-63参照】**

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり、県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態および緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

(1) 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃および航空攻撃の4類型を対象とする。

ア 着上陸侵攻の場合

(ア) 特徴

- a 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向性を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- b 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- c 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。
なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- d 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

(イ) 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

(ア) 特徴

- a 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。

- b 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

※ダーティボム：劣化ウラン弾のように、使用後に周辺への放射能汚染をとまなう爆弾

(イ) 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む。）と県、県警察および自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長または知事の退避の指示または警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

ウ 弾道ミサイル攻撃の場合

(ア) 特徴

- a 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭またはNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相および対応が大きく異なる。
- b 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(イ) 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって、被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

エ 航空攻撃の場合

(ア) 特徴

- a 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- b 航空攻撃を行う側の意図および弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

- c なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- d 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(イ) 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(2) NBC攻撃の場合の対応

ア 核兵器等

- (ア) 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風および初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。

核爆発によって、①熱線、爆風および初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。

このうち、①および③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。

このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

- (イ) 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には、熱風や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが予想される。

放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸引することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口および鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

- (ウ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要になる。

- (エ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび簡易除染を行う。

イ 生物兵器

- (ア) 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- (イ) 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- (ウ) したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源および汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

ウ 化学兵器

- (ア) 一般的に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- (イ) このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知および汚染地域の特定または予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。
- また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a 原子力事業所等の破壊
- b 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- c 危険物積載船への攻撃
- d ダムの破壊

(イ) 被害の概要

- a 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害
 - ・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。

- ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
 - b 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等が攻撃を受けた場合の主な被害爆発および火災の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
 - c 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害
危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾および航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
 - d ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
 - イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - (7) 事態例
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
 - (i) 被害の概要
大規模集客施設・ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には、人的被害は多大なものとなる。
- (2) 攻撃手段による分類
- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - (7) 事態例
ダーティボムの爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
 - (i) 被害の概要
 - a 放射性物質等
 - (a) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片および飛び散った物体による被害ならびに熱および炎による被害である。
 - (b) ダーティボムの放射線によって、正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
 - (c) 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
 - b 生物剤（毒素を含む。）による攻撃
 - (a) 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
 - (b) 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。
 - c 化学剤による攻撃
化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
 - イ 破壊の手段として、交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
 - (7) 事態例
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来
 - (i) 被害の概要
 - a 主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

- b 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- c 爆発、火災等の発生により、住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備 <法第41条関係>

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織および体制、職員の配置および服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃災害等に対処するために必要な職員を、迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防機関との連携を図りつつ、当直者との連絡手法の強化を行うなど、速やかに市長および国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

ア 当直による職員への連絡体制

市の当直が受領した国民保護に関する情報については、即時に国民保護担当職員に連絡し得る体制を確保する。

イ 初動連絡体制

初動連絡体制については、国民保護担当職員が登庁するまでの間、消防本部は情報収集等の業務に努めるものとし、当該職員登庁後直ちにその事務を引き継ぐものとする。

(3) 市の体制および職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、連絡調整等の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

*** 資料3 市の体制および職員の参集基準等【資料編P-9参照】**

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員および国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員および国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員とともに次席の職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、対策本部長の代替者については、市災害対策本部の規定を準用する。

(6) 職員の服務基準

市は、事態の状況に応じた初動体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

*** 資料4 市国民保護対策本部における各部所掌業務【資料編P-11~18参照】**

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保、その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部および消防署における体制

消防本部および消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

その際、市は、消防本部および消防署における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部および消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

消防本部および消防署は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うこととなるため、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設および設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施する

とともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部は、消防本部および消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等が発生した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、または訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合および国民保護措置に関して不服申立てまたは訴訟が提起されている場合には、保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関および指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画および国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意志疎通

市は、「避難」、「救援」等の個別のテーマに関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意志の疎通を図る。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先および担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、避難の経路や運送手段等、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資および資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の応援体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により、既存の消防応援体制等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関におけるNBC対応可能な部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について、最新の情報を常に把握しておく。

*** 参考資料1 武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等【資料編P-74参照】**

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資および資材の供給ならびに避難住民の運送等について、必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

*** 参考資料2 防災における協定一覧【資料編P-76～78参照】**

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織および自治会等の核となるリーダーに対しての研修等を通じて、国民保護措置の周知および自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団および市等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設および設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害、その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知および伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報、その他の情報等を収集または整理し、関係機関および市民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、特に、効率的な情報の収集、整理および提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

* 資料9 情報の収集・伝達の流れ【資料編P-25参照】

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進および相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時および途絶時ならびに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信および防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害のある人、児童、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者およびその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積および更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながら、データベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の通知があった場合の市民および関係団体への伝達方法等について、あらかじめ定めておくとともに、市民および関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

*** 資料10 警報の発令の流れ【資料編P-26参照】**

(2) 防災行政無線等の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備（可聴範囲の拡大）を図る。

また、既に運用されている全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、市民への多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所、その他の多数の者が利用または居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できる

よう、各種の取組を推進する。

その際、先進的な事業者の取組をPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

*** 資料10 警報の発令の流れ【資料編P-26参照】**

3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集および報告の様式

市は、避難住民および武力攻撃災害により負傷し、または死亡した市民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集および報告の方法ならびに安否情報の収集照会および回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成27年総務省令76号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号および様式第2号の安否情報報告書の様式により、原則として安否情報システムを用いて県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷または疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答または公表の同意

2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所および状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意

*** 様式2 安否情報報告書（様式第1号）【資料編P-67参照】**

*** 様式3 安否情報照会書（様式第2号）【資料編P-68～69参照】**

*** 様式4 安否情報回答書（様式第3号）【資料編P-70参照】**

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告および提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者、および安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。

*** 資料14 安否情報の収集・整理・提供の流れ【資料編P-31参照】**

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理および知事への報告等を適時、かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

*** 様式7 被災情報の報告様式【資料編P-73参照】**

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう、研修や訓練を通じ、担当者の育成に努める。

第5 研修および訓練 <法第42条関係>

市職員は、市民の生命、身体および財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修および訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県市町村職員研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を

確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員および自主防災組織等のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等を活用するなど、多様な方法により研修を行う。

※【国民保護ポータルサイト】

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

※【総務省消防庁ホームページ】

<http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁および警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成など、既存のノウハウを活用するとともに、消防、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態および項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動および判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練および市対策本部設置運営訓練

イ 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練および警報・避難の指示等の通知・伝達訓練

ウ 避難誘導訓練および救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・町内会、自主防災組織などの協力を求めるとともに、特に高齢者、障害のある人、児童その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用、または居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画およびマニュアル等に準じて警報の内容の伝達および避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難および救援に関する平素からの備え

避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など、既に記載しているものを除く。）

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、避難行動要支援者名簿等必要な基礎的資料を準備する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）参照。）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載または記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められる。

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害のある人、児童等要配慮者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人、児童等要配慮者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難支援プランを活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉関係部局を中心とした要配慮者支援の体制を構築するとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会および自主防災組織等との連携を図る。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が重要であるため、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

*** 資料24 避難施設リスト、避難施設担当割【資料編P-52～55参照】**

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合において、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報を共有する。

*** 資料23 輸送力(鉄道、バスなど)【資料編P-51参照】**

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

※【留意事項】

- ア 多景島の住民の有無について、常に把握しておくとともに、避難等における湖上輸送について留意する。
- イ 輸送拠点としての彦根港の活用を図っていく。
- ウ 市は、県その他の関係機関との連携のもと、湖上船舶等の利用者（観光客を含む。）に対して、迅速かつ的確な情報伝達や避難誘導ができる体制の整備を図る。

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど、県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知。平成27年4月一部変更。）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

(3) 武力攻撃原子力災害に対する平素からの備え

市は、隣接県に所在する原子力事業所が武力攻撃等を受けた場合における市民の不安感を払拭するため、適切かつ迅速な情報手段の整備に努める。

市は県および関係機関との情報連絡などの連携体制を整備するとともに、隣接県に所在する原子力事業所における武力攻撃事態等を想定した訓練等により、その有効性を検証し、必要な体制の見直しに努める。

この際、市は、県による原子力災害のための平常時のモニタリング結果および県が専門家から助言や支援を得るための体制に留意する。

(4) 水源地への毒物等の投入による災害に対する平素からの備え

ア 水質監視の強化

市は、水源地への様々な毒物等の投入による災害に対応するため、県を通じて専

門家や専門検査機関の情報および県の実施する各浄水場における生物モニタリングの成果を把握する。(情報を把握するとともに、各浄水場における生物モニタリングを実施する。)

イ 初動体制の整備

市は、県および関係機関等との情報連絡体制および初動における取水・給水などの対処方法等必要な措置、偽情報であると判断された場合における風評被害防止の情報提供等について、あらかじめ定めておくものとする。

第3章 物資および資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資および資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能なものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において、特に必要となる物資および資材、また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた感染症対策用品について、備蓄し、または調達体制を整備する。

*** 資料25 備蓄物資、調達可能物資リスト【資料編P-56～61参照】**

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資および資材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて、備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国および県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資および資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、
放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために、特に必要となる物資および資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資および資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設および設備の整備および点検等

(1) 施設および設備の整備および点検

市は、国民保護措置の実施も念頭に置きながら、その管理する施設および設備につ

いて、整備し、または点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備および点検

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地および建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、およびバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

＜法第43条関係＞

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。

このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く市民の理解が深まるよう、あらゆる機会を通じ説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において、市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国および県と連携しつつ、市民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障害のある人、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組を含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団および自主防災組織の特性も活かしながら、市民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保および災害対応能力育成のため、市立学校等において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して、市民への周知を図る。

また、市は、わが国に対する弾道ミサイルの飛来の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民がとるべき対処についても、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について、平素から周知に努めるものとする。

また、市は、日本赤十字社、都道府県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体および財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが予想される。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが重要であるため、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡本部の設置および初動措置

(1) 緊急事態連絡本部の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県および県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡本部」を設置する。

※【市緊急事態連絡本部の構成等】

※ 市民からの通報、県からの連絡、その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちに、その旨を市長および幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

*** 資料5 連絡調整本部(イメージ)【資料編P-19参照】**

*** 資料6 緊急事態連絡本部(イメージ)【資料編P-20参照】**

イ 「緊急事態連絡本部」は、消防機関および消防機関以外の関係機関を通じて、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して、迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集および提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡本部」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域、または消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、県警察による、警察官職務執行法に基づく避難の指示等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡本部」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに、市対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡本部」は廃止する。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等および緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに、市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部課室に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて、国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、または、緊急事態連絡本部を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ、全庁的な体制を構築する。

*** 資料3 市の体制および職員の参集基準等【資料編P-9～10参照】**

*** 資料5 連絡調整本部(イメージ)【資料編P-19参照】**

第2章 市対策本部の設置等

＜法第27条～31条関係＞

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市は、市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)および知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに、市対策本部を設置する(※事前に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする(前述))。

ウ 市対策本部員および市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員および市対策本部職員等に対し、災害時緊急通報システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎4階災害対策本部室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

オ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食糧、燃料等の備蓄、自家発電設備および仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、庁舎が被災した場合など、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合には、市対策本部を彦根市スポーツ・文化交流センターに設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により、市対策本部の設置場所を変更する。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成および機能

市対策本部の組織構成および各組織の機能は、資料編を参照。

*** 資料7 市対策本部(イメージ)【資料編P-21参照】**

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現場における国民保護措置の的確かつ迅速な実施ならびに国、県等の対策本部との連絡および調整等のため、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員、その他の職員のうちから、市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減および現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、(または関係機関により、現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)関係機関との情報共有および活動調整を行う。

*** 資料7 市対策本部(イメージ)〈現地調整所の組織編成例〉【資料編P-23参照】**

※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において、情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように、現地調整所で調整を行うことが考えられる。)。
- ② 現地調整所は、事態発生 of 現場において、現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般的である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時または随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動および救助・救急活動の実施および退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整

所における最新の情報について、各現場で活動する職員に共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が、既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注）現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

（7）市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関、および指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう、要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告または資料の提出を求める。

オ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため、必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)および知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線もしくは、インターネット、LGWAN(総合行政ネットワーク)、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用または臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに、県ならびに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関および指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部および県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市は、国、県、指定地方公共機関等と国民保護措置に関する情報を交換し、相互に協力するものとする。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市長は、市の区域における国民保護措置を的確、かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請

市長は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭または電話その他の通信手段により行う。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊滋賀地方協力本部長または市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

ア 武力攻撃災害の状況および派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域および活動内容

(ア) 避難住民の誘導(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等)

(イ) 避難住民等の救援(食品の給与および飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索および救出等)

(ウ) 武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防および水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等)

(エ) 武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等)

エ その他参考となるべき事項

- (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動および治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)および知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員および現地調整所等において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町長等への応援の要求

ア 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、県に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部または一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして、委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲ならびに委託事務の管理および執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託または委託に係る事務の変更もしくは事務の廃止を行った場合は、市長は、その内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町に対して行う応援等

ア 市は、他の市町から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織・自治会等による警報の内容の伝達、地域のリーダーとなる市民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて、協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報および避難の指示等

第1 警報の伝達等 <法第47条関係>

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体および財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達および通知を行うことが、極めて重要であることから、警報の伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民および関係団体(消防団、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市域の他の執行機関その他の関係機関(教育委員会、市立病院、保育園、幼稚園など)に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ(<http://www.city.hikone.lg.jp>)に警報の内容を掲載する。

*** 資料10 警報の発令の流れ【資料編P-26~27参照】**

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として、以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、同報系屋外放送設備により国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を広報車および災害時緊急通報システム等あらゆる手段を用いて周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、または現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、同報系屋外放送設備のサイレンは使用しない放送や、広報車、ホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。なお、市長が

特に必要と認める場合には、同報系屋外放送設備によるサイレンを使用して住民に周知を図る。

ウ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いた場合

弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態については、全国瞬時警報システム(J-ALERT)および消防庁が定めた方法により、迅速に市民へ警報を伝達することとする。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部および消防署は、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害のある人、児童、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部局等との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態および武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は、警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達および通知

緊急通報の市民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として、警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等 <法第61条関係>

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の市民等への通知・伝達および避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。

*** 資料11 避難の指示の流れ【資料編P-28参照】**

2 避難実施要領の策定

- (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合または事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項(法定事項)】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他、避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し、必要な事項

※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものもありうる。

- (2) 避難実施要領の策定における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

- イ 事態の状況の把握(警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- オ 輸送手段の確保の調整(※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、要配慮者支援班の設置)
- キ 避難経路や交通規制の調整(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用自動車等の使用にかかる調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ク 職員の配置(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ケ 関係機関との調整(現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- コ 自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）および国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民および関係団体に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、消防団長、市の区域を管轄する警察署長および自衛隊滋賀地方協力本部長ならびにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員ならびに消防長および消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、

この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や、協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部および消防署は、消火活動および救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による搬送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動および救助・救急活動について、消防本部、または消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や、要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員および消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長および国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官および自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供、その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害のある人、児童等への配慮

市長は、高齢者、障害のある人、児童等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険サービス事業者、障害者団体、児童福祉団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

(ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として、検討せざるを得ない場合もあり得る。)

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、避難するよう説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(9) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して、食糧、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に留意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関、または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

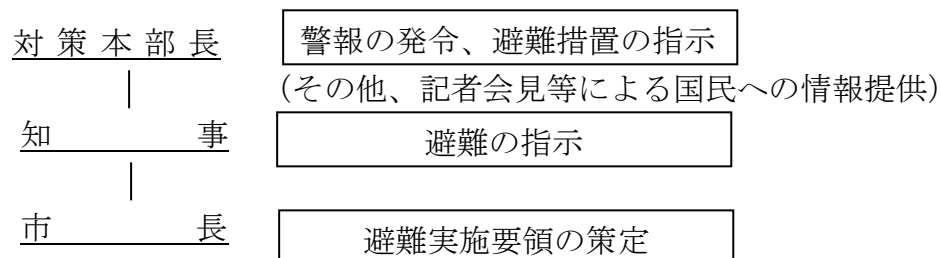
4 武力攻撃事態の類型に応じた避難の基本的な要領

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示および避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが、主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国の対策本部長がその都度警報を発令
 ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは、極めて困難である。

また、弾道ミサイルの主体(国または国に準じる者)の意図等により、攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は、変わってくる。そのため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国(内閣官房、消防庁等)が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達および弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。さらに、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示および知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊および県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、市民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の

方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が、一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、市民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、市民が緊急時にいかに対応すべきかについて、問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的または物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻や、その前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

N B C 攻撃の場合

市長は、N B C 攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずることや、風下方向を避けて避難を行う等に留意して避難誘導を行う。

武力攻撃原子力災害の場合

武力攻撃原子力災害の場合の避難については、国の対策本部における専門的な分析を踏まえた避難の指示が行われることとなるが、事態の状況を見て、次のような指示が行われることとなる。

ア コンクリート建物等への屋内避難

イ 事態の進捗に応じて、避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、他の地域への移動

第5章 救援 ＜法第74条～第76条関係＞

市は、知事の指示に基づく避難住民や被災者の生命、身体および財産を保護するための救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容および期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで、実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与

ウ 医療の提供および助産

エ 被災者の捜索および救出

オ 埋葬および火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索および処理

コ 武力攻撃災害によって、住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

*** 資料13 救援の実施の流れ【資料編P-30参照】**

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国および他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断した

ときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら、救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め等

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度および基準」という。）および県国民保護計画の内容に基づき、救援の措置を行う。市長は、「救援の程度および基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に、特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

【医療活動等を実施する際に、特に留意すべき事項】

核攻撃等または武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、下記に掲げる点に留意して、医療活動等を実施する。

① 核攻撃等または武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- ア 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施
- イ 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 症状等が、既知の疾病と明らかに異なる感染症、または重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送および入院措置（必要に応じた、医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）
- イ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

- ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動
国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

(3) 救援の内容

市長は、救援に関し、事務の委任を受けた場合は、それぞれ、次の点に留意して実施する。

ア 収容施設の供与

- (ア) 避難所の候補の把握(市民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握)
- (イ) 仮設トイレの設置および清掃・消毒等の適切な管理
- (ウ) 避難所におけるプライバシーの確保への配慮
- (エ) 高齢者、障害のある人その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
- (オ) 老人居宅介護等事業、授乳や保育等利用しやすい構造および設備を有し、高齢者、障害のある人、児童その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
- (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。))とその用地の把握)
- (キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
- (ク) 提供対象人数および世帯数の把握
- (ケ) 状況に応じて避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた避難所運営の実施

イ 食品・飲料水および生活必需品等の給与または貸与

- (ア) 食品・飲料水および生活必需品等の備蓄物資の確認
- (イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の県等への支援要請
- (ウ) 提供対象人数および世帯数の把握
- (エ) 引渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供および助産

- (ア) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- (イ) 被災状況(被災者数、被災の程度等)の収集
- (ウ) 救護班の編成、派遣および活動に関する情報の収集
- (エ) 避難住民等の健康状態の把握
- (オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況
- (カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- (キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- (ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索および救出

- (ア) 被災者の捜索および救出の実施についての県警察、消防機関および自衛隊等の関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬および火葬

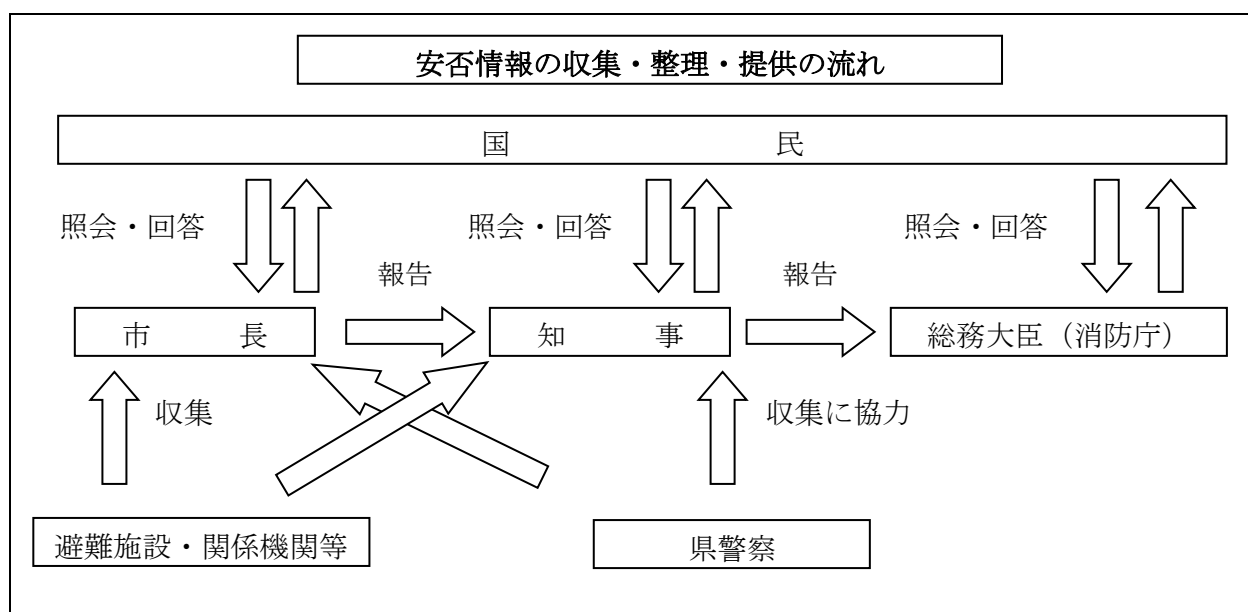
- (ア) 墓地および火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数および火葬場の火葬能力等の把握
- (イ) 埋葬および火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制

- (ウ) 関係行政機関等との連携による墓地および火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- (エ) あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応(「広域火葬計画の策定について(平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知)」参考)
- (オ) 県警察等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施
- (カ) 国民保護法第122条および国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬および火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応(厚生労働省が定める同法第5条および第14条の特例)
- カ 電話、その他の通信設備の提供
 - (ア) 収容施設で保有する電話、その他の通信施設等の状況把握
 - (イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 - (ウ) 電話、その他の通信設備等の設置箇所の選定
 - (エ) 聴覚障害のある人等への対応
- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
 - (ア) 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度)
 - (イ) 応急修理の施工者の把握、修理資材等の供給体制の確保
 - (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 - (エ) 応急修理の相談窓口の設置
- ク 学用品の給与
 - (ア) 児童生徒の被災状況の収集
 - (イ) 不足する学用品の把握
 - (ウ) 学用品の給与体制の確保
- ケ 死体の捜索および処理
 - (ア) 死体の捜索および処理の実施についての県警察、消防機関および自衛隊等の関係機関との連携
 - (イ) 被災情報、安否情報の確認
 - (ウ) 死体の捜索および処理の時期や場所の決定
 - (エ) 死体の処理方法(死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保管(原則既存の建物)および検案等の措置)
 - (オ) 死体の一時保管場所の確保
- コ 武力攻撃災害によって、住居、またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集
 - (イ) 障害物の除去の施工者との調整
 - (ウ) 障害物の除去の実施時期
 - (エ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

第6章 安否情報の収集・提供

＜法第94～96条関係＞

市は、安否情報の収集および提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて、安否情報の収集および提供を行うシステム(以下「安否情報システム」という。)を適切に運用して行うものとし、安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について、必要な事項を、以下のとおり定める。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、その開設した避難場所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報を収集する様式については、安否情報省令第1条に規定する様式第1号および第2号の安否情報収集様式による。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票など、市が、平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

*** 様式2 安否情報収集様式(様式第1号)【資料編P-67参照】**

*** 様式3 安否情報収集様式(様式第2号)【資料編P-68参照】**

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

*** 資料14 安否情報の収集・整理・提供の流れ【資料編P-31参照】**

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、安否情報システムにより県に送付する。ただし、武力攻撃事態における災害等により安否情報システムによることができない場合には、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行い、事態が急迫して、これらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

*** 様式4 安否情報報告書(様式第3号)【資料編P-70参照】**

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話およびFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民に周知する。

イ 市民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

*** 様式5 安否情報照会書(様式第4号)【資料編P-71参照】**

(2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有および整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が、避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。

*** 様式6 安否情報回答書(様式第5号)【資料編P-72参照】**

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき、または公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

*** 様式6 安否情報回答書(様式第5号)【資料編P-72参照】**

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は、個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては、十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から、特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社滋賀県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、必要最小限の情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

＜法第97条～98条関係＞

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら、他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して、基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため、高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、および軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防職員および市職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から、通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。市長に通報することができないときは、速やかに知事に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、市職員および警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

<法第112～120条関係>

市長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（または、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に、地域の実情に精通している市長が、独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して、付近の住民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるとき

- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報が無い場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、災害時緊急通報システムおよび広報車等により、速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対して、その内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も、同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について、情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国および県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察、自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員、消防職員および消防団員が、退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて、県警察、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員等が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に、必要がある場合において、退避の指示と同様に、市長が独自の判断で、一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて、区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い、必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

*** 資料12 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合の対応について【資料編P-29参照】**

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木、その他の物件を使用し、もしくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置(工作物等を除去し

たときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

*** 資料15 消防に関する指示の枠組み【資料編P-32参照】**

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設および人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動および救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、および軽減する。

この場合において、消防本部および消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長または消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は知事または他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは、十分な対応が取れないと判断した場合、または武力攻撃災害の規模等に照らし、緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成および施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画および緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じまたは、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動、および救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったときおよび消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が、円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、および消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動および救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部および県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 他市町が被災した時、市長は、知事または消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況および予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し、情報の提供および支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職員および消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

＜法第102条関係＞

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県、その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。なお、避難住民の運送などの措置において、当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象および措置

【対象】

- ①消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所(移送取扱所を除く。)または一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、または取り扱うもの(国民保護法施行令第29条)
- ②火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項の火薬類(建設用びょう打銃用空砲、救命索発射銃用空砲および煙火に係るものに限る。)

【措置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限(危険物については、消防法第12条の3、火薬類については、火薬類取締法第45条)
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限(危険物については、国民保護法第103条第3項第2号、火薬類については、火薬類取締法第45条)
- ウ 危険物質等の所在地場所の変更またはその廃棄(危険物については、国民保護法第103条第3項第3号、火薬類については、火薬類取締法第45条)
- エ 危険物質等を廃棄した者に対する収去(火薬類取締法第45条)

(2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)のアからエの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4 武力攻撃原子力災害およびNBC攻撃による災害への対処等

＜法第105条関係＞

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（原子力災害対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害およびNBC攻撃による災害への対処に当たり、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

市は、原子力事業所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響を考慮し、次に掲げる措置を講ずる。

この場合において、原子力事業所は、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置および危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

(1) 地域防災計画(原子力災害対策)等に準じた措置の実施

市は、国民保護法、その他の法律の規定に基づく、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として、地域防災計画(原子力災害対策)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出または放出のおそれに関する通報および公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出または放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたときまたは内閣総理大臣および原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会および国土交通大臣。以下同じ。)もしくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出または放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会または県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣および原子力規制委員会ならびに知事に通報する。

ウ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生または拡大を防止するた

め、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

エ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、区域を所管する消防機関に連絡をするとともに、連携して応急対策を行う。

(3) モニタリングの実施

市は、状況に応じ、地域防災計画(原子力災害対策)の定め例によりモニタリングを実施するものとする。

(4) 市民の避難誘導

ア 市長は、知事が市民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、市民の避難誘導を行う。

イ 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、市民に対し、避難を指示し、その旨を知事に通知する。

(5) 市民に対する情報の提供

ア 市内または隣接市町で武力攻撃原子力災害が発生した場合

武力攻撃原子力災害に対する不安の解消や市民生活の混乱の防止に役立つ事項に関する情報を、県が情報の空白時間がないよう定期的に発信するが、これを住民への確に伝えるため、市は広報車等あらゆる情報伝達手段を用いて、繰り返し市民に伝える。

イ それ以外の場所で武力攻撃原子力災害が発生した場合

武力攻撃原子力災害発生に伴う混乱を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努めるため、県が提供する武力攻撃原子力災害に関する情報を、市は広報車等あらゆる情報伝達手段を用いて市民に情報提供する。

(6) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

ア 市は、県を通じて、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」と必要な連携を図る。

イ 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、市民の避難および退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(7) 国への措置命令の要請等

市長は、市民の生命、身体および財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように、知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原

子力事業者が、安全確保のために必要な措置を講ずるように、知事が要請するよう求める。

(8) 安定ヨウ素剤の配布

市は、地域防災計画(原子力災害対策)の定めにより、安定ヨウ素剤の配布および服用の実施等を行うものとする。

(9) スクリーニングおよび簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対するスクリーニングおよび簡易除染の実施については、地域防災計画(原子力災害対策)等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(10) 飲食物の摂取制限等

市は、地域防災計画(原子力災害対策)の定めにより、飲食物の摂取制限等の実施等を行うものとする。

(11) 武力攻撃原子力災害に関する相談対応等

市は、地域防災計画(原子力災害対策)の定めにより、武力攻撃原子力災害に対する相談対応等を行うものとする。

(12) 被ばく医療

市は、地域防災計画(原子力災害対策)の定めにより、被ばく医療の実施等を行うものとする。

(13) 職員の安全の確保

市長または消防長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において、積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するほか、適切な被ばく管理を行うなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、または警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により、対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針、およびそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて、国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等と、攻撃による被害情報を情報共有し、連携して必要な対応を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し(または職員を参画させ)、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から、最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行うつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じ、ワクチン接種を行い、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に、防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染等に資する情報収集などの活動を行う。

※【生物剤を用いた攻撃の場合における対応】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性を考慮し、特に留意が必要である。

このため、国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し

つつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点を考慮し、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス(疾病監視)による感染源および汚染地域への作業に協力することとする。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため、協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対 象 物 件 等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限または禁止 ・給水の制限または禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に、次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水または死体（上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあつては、当該措置の対象となる建物または場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集および報告

＜法第126条～128条関係＞

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集および報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集および報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時および場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的および物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、被災情報の収集に当たっては、消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県および消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により、直ちに、被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、あらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により、県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県および消防庁に報告する。

*** 様式7 被災情報の報告様式【資料編P-73参照】**

第9章 保健衛生の確保その他の措置

＜法第123条～125条関係＞

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保、その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域に対して、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害のある人、その他、特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断、および消毒等の措置を講ずる。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置および飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、市民に対して情報提供を講ずる。

イ 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して、水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談、および指導を県と連携し行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理および清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬、または処分を業として行う者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬、または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して、他の市町との応援等にかかる要請を行う。

ウ 市は、平素から、既存の許可業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物の収集、運搬または処分について検討するものとする。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令または勧告の告知等

重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、武力攻撃災害による被害を防止する必要がある場合は、文化庁長官が、県を通じ、所有者等に対して、被害を防止するための命令または勧告が告知される。

この際、所有者等は、必要な措置をするため必要な場合は、県を通じ、支援を要請する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

国宝等（国宝、または特別史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、所有者等が上記命令または勧告に従わないとき等においては、文化庁または県の職員が当該国宝等の責任者となり、所要の措置を講ずることとなる。

(3) 県指定等文化財に関する勧告、指導および助言

県指定等文化財に関し、武力攻撃災害による被害を防止する必要がある場合は、県が、その所有者等に対して、被害を防止するための勧告、指導または助言がなされる。

(4) 市指定等文化財に関する勧告、指導および助言

市は、武力攻撃災害による市指定等文化財の被害を防止するため、その所有者等に対し、勧告、指導または助言を行う。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

＜法第129条関係＞

市は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資、もしくは役務、または国民経済上重要な物資、もしくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占めおよび売惜しみを防止するために、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が、被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律および条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請、請求その他書類の提出または納付もしくは納入に関する期限の延長、ならびに市税(延滞金を含む)の徴収猶予、および減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために、必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路および漁港の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 1 1 章 特殊標章等の交付および管理

＜法第158条関係＞

市は、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章および身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付および管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付および管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務または協力(以下この章において「職務等」という。)を行う者、およびこれらの者が行う職務等に使用される場所もしくは車両、船舶、航空機等(以下この章において「場所等」という。)を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書の規定に従って、保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(2) 特殊標章等の交付および管理

市長、消防長は、「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき定めた、「彦根市の特殊標章および身分証明書に関する交付要綱(平成24年10月1日告示第200号)」および「彦根市消防本部の特殊標章および身分証明書に関する交付要綱(平成24年10月10日消防本部告示第1号)」により、それぞれ、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる(「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」および「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱(例)」(平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知)を参考。)。

ア 市長

(ア) 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で、国民保護措置に係る職務を行う者

(イ) 消防団長および消防団員

(ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 消防長

(ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

(イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県およびその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等および赤十字標章等の意義およびその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

*** 資料28 特殊標章等【資料編P-64参照】**

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

＜法第139条関係＞

市は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため、必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して、必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設および設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で、その管理する施設および設備の被害状況について、緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じても、なお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し、支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路および漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

＜法第141条関係＞

市は、その管理する施設および設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が、整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について、速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって、県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設および設備の復旧

市は、武力攻撃災害により、市の管理する施設および設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

(3) 復旧に当たっての留意点

市は、武力攻撃災害の復旧の実施に当たっては、市民との十分な情報の共有と対話を重ねながら復旧体制の整備に努める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等 ＜法第159条～第171条関係＞

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で、市が支弁したものについては、国民保護法により、原則として、国が負担することとされていることから、別途、国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償および損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者が、そのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整および指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、または避難住民の誘導、もしくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整または指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

＜法第172条～第182条関係＞

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態(大規模テロ等)については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知および伝達を除き、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知および伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害またはその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知および伝達の対象となる地域を管轄する機関、および当該地域に所在する施設の管理者等に対し、通知および伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知および伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知および伝達に準じて、これを行う。

彦根市国民保護計画 本編

編集発行

彦根市

(彦根市市長直轄組織危機管理課)

〒522-8501

滋賀県彦根市元町4番2号

TEL 0749-30-6150

FAX 0749-23-1777

E-mail kikikanri@ma.city.hikone.shiga.jp